

議案第63号

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年 9 月 18 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

建築物の制限をする区域に四ツ木駅周辺地区防災街区整備地区計画の区域を追加するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
(平成6年葛飾区条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、葛飾区長(以下「区長」という。)が良好な居住環境を害するおそれがないと認める敷地については、この限りでない。

第6条の3の見出し中「特定建築物地区整備計画」の次に「等」を加え、同条第1項中「特定建築物地区整備計画」の次に「又は防災街区整備地区整備計画(東京都市計画東立石四丁目地区防災街区整備地区計画上の防災街区整備地区整備計画を除く。以下この条及び第6条の7において同じ。)」を加え、同条第3項中「特定建築物地区整備計画」の次に「又は防災街区整備地区整備計画」を加える。

第6条の7の見出し中「場合」の次に「等」を加え、同条中「第6条の3」の次に「(第1項及び第3項を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 建築物が、第6条の3(第2項を除く。以下この項において同じ。)の規定による制限を受ける特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画の区域の内外にわたる場合においては、当該建築物の全部について同条の規定を適用する。

別表第1に次のように加える。

東京都市計画四ツ木駅周辺地区防災街区整備地区計画

別表第2 東京都市計画亀有駅東地区地区計画の項ウ欄を次のように改める。

200平方メートル。ただし、東京都市計画道路補助線街路第136号線の都市計画道路境界線から20メートルの範囲内に存する敷地については、この限りでない。
200平方メートル

別表第2 ウ欄中「。ただし、区長が良好な居住環境を害するおそれがないと認める敷地については、この限りでない。」を削り、同表に次のように加える。

東京都市計画四ツ木駅周辺地区防災街区整備地区計画	特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号又は第9項に規定する営業の用途に供する建築物	66平方メートル	<p>計画図に表示する壁面の位置の制限を定める部分に面する敷地上の建築物について、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線までの距離は、0.5メートル。ただし、次のいずれかに掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>1 道路の隅切り部分に面する建築物の部分</p> <p>2 渋江商店街沿道地区の区域内に存する防災生活道路東四つ木5号、8号、14号又は15号に面する建築物の部分であって、区長が敷地の形態上又は土地利用上やむを得ないと認めるもの</p>	道路、広場等に面して設ける垣又は柵の構造は、生け垣、フェンス又は鉄柵とする。ただし、高さが0.6メートル以下の部分については、コンクリートブロック造、レンガ造、鉄筋コンクリート造又はこれらに類する構造とすることができる。
--------------------------	-----------------------	---	----------	---	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。